

令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省3-（4））

施策名	法教育の推進
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I-2-（4））
達成すべき目標	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。
目標設定の考え方・根拠	近年、社会はグローバル化が進展し、異なる価値観を有する者同士が協働する機会が増加するなど、その複雑困難さを増しているところ、このような状況下においても自由で公正な社会を維持していくために、それを支える人材の育成が強く求められている。 そのためには、法律専門家ではない一般の人々が、様々な人々が社会で共生する上で、法やルールが不可欠なものであることを理解し、多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ることのできる資質や能力を身に付ける必要がある。 このような資質や能力の育成は、児童生徒の発達過程を通じた長期間を要するものであることから、それを達成するための第一次目標として、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実の実現を設定し、そのための行政手段として、法教育への関心度の測定、教員や教育関係者に対する「広報活動等の実施による法教育に対する理解の促進」及び「利便性の高い法教育教材の提供」を選定した。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） IV-第2-2 司法教育の充実 ¹ ○消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更） II-3-（4） 法教育 ² ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） III-3-（6）-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ³ ○第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定） V-第5-1-（7） 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発 ⁴ ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） II-第6-2-（2）-①-イ 法教育の充実 ⁵ ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 第2章-5-（7）-② 治安・司法 ⁶ ○消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 第5章-4-（1） 消費者教育の推進 ⁷
政策評価実施	令和4年8月

予定時期	
------	--

測定指標	基準値		年度ごとの目標値				
		基準年度	3年度				
1 法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数	—	2年度	対前年度増				
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、教員及び教育関係者を含む国民の法教育への関心度を測るための指標として有効であり、また、アクセス件数の変動は、周知・広報が効果的かどうかの評価を行う指標としても有効であることから、同アクセス件数を指標とし、対前年度増を目標値とした。</p>							
過去の実績			年度ごとの実績値				
			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
法務省ホームページ内の法教育関連ページ ⁸ へのアクセス件数			21,714	27,245	36,366	53,850	78,836

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）				
		基準年度	3年度				
2 協議会等の活動状況	—	—	<p>法教育推進協議会⁹及び部会¹⁰（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査¹¹の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p>				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>法教育の推進のためには、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があるところ、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催し、法教育に関する協議・情報交換等を行うことや、学校における法教育の実践状況等を調査し、既存教材の改定や新規教材の作成を行うことが重要であることから、協議会等における協議・情報交換等を目標とし、その活動状況を測定指標とした。</p>							
施策の進捗状況（実績）							
2年度							
<p>協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。</p> <p>また、法教育推進協議会の下に成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会を設置し、令和4年4月から施行される民法改正法による成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、高校生が自ら手に取り学ぶ</p>							

ことのできる法教育リーフレットを作成し、全国の高校、教育委員会等に約220万部配布した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
協議会等の開催実績（回）	8	10	11	18	8

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			3年度
3 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	—	—	法教育活動（教材作成、授業実施等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、教員及び教育関係者を含む国民の意識、関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから、これらを積極的に実施することを目標とした。具体的には、法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業の実施回数や、教員向けに開催する法教育セミナーの結果なども参考にしつつ、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

2年度

新型コロナウイルス感染症の影響により参考指標である法教育授業の実施回数は相当程度減少したものの、Web会議システムを活用するなどして法教育授業を実施したほか、令和4年4月から施行される民法改正法による成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、高校生向け法教育リーフレットを作成し、全国の高校、教育委員会等に約220万部を配布した。

その他、法教育の担い手である教員が法教育授業の実践方法を習得できるよう、法務省職員が現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス、法教育教材の紹介等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図るとともに、法の日週間記念行事における法教育関連イベントの実施や消費者教育シンポジウムなどへの参加、令和3年3月に実施された京都コンгрессのサイドイベントにおける法教育普及のための取組に関する紹介、法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
法教育授業実施回数（回）	3,167	3,553	3,948	4,056	1,243
教員向け法教育セミナー参加者に対するアンケート結果（法教育授業を実践してみたいと思った割合）（%）	—	—	—	92	—

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
①法教育の推進 （—年度）	22百万円 （13百万円）	29百万円 （22百万円）	31百万円 （25百万円）	29 百万円	1, 2, 3

達成手段の概要等	令和3年行政事業レビュー事業番号
学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現するため、協議会等を開催し、法教育教材の作成や法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討など、法教育に関する協議・情報交換等を行う。また、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う。	0008

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			3年度
	30年度	元年度	2年度	当初予算額
	22百万円 (13百万円)	29百万円 (22百万円)	31百万円 (25百万円)	29百万円

*1 「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）

Ⅳ－第2－2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。

*2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更）

Ⅱ－3－（4） 法教育

法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方（私的自治の原則、契約自由の原則など）を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）

Ⅴ－第5－1－（7） 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。

*5 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

Ⅱ－第6－2－（2）－①－イ 法教育の充実

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第2章－5－（7）－② 治安・司法

（前略）法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める。

*7 「消費者基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）

第5章－4－（1） 消費者教育の推進

法教育、金融経済教育及び情報教育等の消費者教育と密接に関連する分野の取組について、関係府省庁等が密接に連携して推進する。

*8 法務省ホームページ内の法教育関連ページ

<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

*9 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*10 「部会」

成年年齢引下げに向けた環境整備の一環として、成年に達する時期を間近に控えた高校生が、契約や私法の基本的な考え方を習得することにより、若年者の被害者被害の防止・救済を図るとともに、法的なものの考え方を身に付け、私法における権利・責任の主体として行動することができる能力を育む法教育推進のための施策について検討するため、令和2年6月に、法教育推進協議会の下に成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会が設置された。

*11 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成24年度から平成27年度にかけて小・中・高等学校における法教育の実践状況調査を行った。その後、選挙権年齢の引下げ（平成28年6月）、成年年齢の引下げ（令和4年4月）、新学習指導要領への移行（令和2年度から順次実施）等、学校を取り巻く環境は大きく変化している状況にあることから、令和元年度には小学校を対象に再度の調査を行った。